

令和2年1月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

(議案第 2号)	
久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表	1
(議案第 3号)	
久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う新旧対照表	3
(議案第 4号)	
久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う新旧対照表	8
(議案第 5号)	
久喜市教育委員会事務専決規程等の一部改正に伴う新旧対照表	9

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則	現行規則 (旧)
<p>(電子図書館サービス)</p> <p><u>第10条</u> 図書館は、電子書籍 (図書資料と同等の内容を有する電磁的記録であって、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。以下同じ。) の利用を提供するサービス (以下「電子図書館サービス」という。) を行うことができる。</p> <p>2 <u>電子図書館サービス</u>を利用することができる者は、<u>第7条第1項の規定により利用券の交付を受けた個人とする。</u></p> <p>3 <u>電子図書館サービス</u>で利用することができる電子書籍の点数は<u>3点以内とし、期間は15日以内とする。</u></p> <p>(複写サービス)</p> <p><u>第11条</u> 図書館は、著作権法 (昭和45年法律第48号) の規定の範囲内で、所蔵資料等 (電子書籍を除く。) の複写サービスを行うことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(障がい者に対するサービス)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(障がい者サービスの利用)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(収集及び廃棄)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>(複写サービス)</p> <p><u>第10条</u> 図書館は、著作権法 (昭和45年法律第48号) の規定の範囲内で、所蔵資料等 _____ の複写サービスを行うことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(障がい者に対するサービス)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(障がい者サービスの利用)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(収集及び廃棄)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>

(寄贈)

第15条 略

(予約及びirikuest)

第16条 略

(損害賠償)

第17条 略

(事業報告)

第18条 略

(指定管理者の管理に関する特例)

第19条 略

(その他)

第20条 略

様式第4号 (第11条関係)

略

様式第5号 (第17条関係)

略

(寄贈)

第14条 略

(予約及びirikuest)

第15条 略

(損害賠償)

第16条 略

(事業報告)

第17条 略

(指定管理者の管理に関する特例)

第18条 略

(その他)

第19条 略

様式第4号 (第10条関係)

略

様式第5号 (第16条関係)

略

議案第3号 「久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の議案参考資料につきましては、審議・検討等情報が含まれているため非公開です。

議案第4号 「久喜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について」の議案参考資料につきましては、審議・検討等情報が含まれているため非公開です。

議案第5号 「久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について」の議案参考資料につきましては、審議・検討等情報が含まれているため非公開です。